

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成28年3月8日(火) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階ホール

出席委員48名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	15番 松原 信博	16番 嶋村 鎮雄
17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜	19番 村上 智弘
20番 園田 操	21番 森 日出輝	22番 園川 良二
23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行	25番 清崎 勝矢
26番 上田 定信	27番 馬原 清隆	28番 榭永 築
29番 杉本 清和	30番 福原 幸一	31番 牧坂 邦夫
32番 林田 智博	33番 高群 藤雄	34番 谷口 憲治
35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也	37番 角居 登
38番 田上 正富	39番 橋本 春利	40番 村上 正春
41番 南 順二	43番 田上 辰也	44番 中川 宣長
45番 山下 知文	46番 赤木 英雄	47番 米村 昌昭
48番 山田 博幸	49番 一木 文雄	50番 橋本 義則

欠席委員 1名

14番 山口 謙藏

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中48名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中に農業委員会の総会に多くの方がご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画、農業委員会の規程の一部改正などの審

議が、主なものとなります。今日は議案が多いようですので、今日は5時を過ぎやせんどかと思っております。今日はスムーズに早う終わるようによろしく願いしておきます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記指名をいたします。

本日の議事録署名者には24番の坂口信行委員と25番の清崎勝矢委員を、書記に事務局の澤純子主任主事を指名いたします。よろしく願います。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第13号議案、農地法の一部改正に伴う事務処理委任同意についてまでの13件でございます。よろしく願いしておきます。

それでは、議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、岩永です。きょうは修正のほうが多くて申しわけございません。よろしく願いいたします。

まずは目次のほうからお願いいたします。1枚開いていただきましてまず第1号議案、目次の第1号議案の農地法第3条の規定に基づく許可申請と、こちら今75件と表記しておりますところを74件、1件取り下げがっておりますので、第1号議案、第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）ですけれども、こちら75を74と訂正方お願いいたします。

同じく3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、こちら今6件と表記しておりますところを、2件取り下げがっておりますので4件と訂正方お願いします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請ですけれども、こちら37件、こちらは2件取り下げがっておりますので、37を35と訂正方お願いいたします。

これに伴いまして一番下段の合計数ですけれども、287と表記しておりますところ、こちらを282と訂正方お願いいたします。

個別の項目に入っております。5ページになります。23番、譲渡人の欄ですけれども、こちら「東京都江東区東雲2丁目2番14号」と今表記しておりますところを、まず「14号」の「号」を削除いただきまして、その後に横棒を1本引っ張っていただきまして、「301

0」と数字をまず書いていただきまして、その後、部屋数の「号」、「3010号」と追記をお願いいたします。

続きまして、1枚開いていただきまして6ページになります。6ページの27番、こちらも同じ方なんですけれども、譲渡人、同じく「江東区東雲2丁目2番14号」と表記しております。こちら14の後の「号」を削除いただきまして、「-3010号」と追記をお願いいたします。

続きまして、8ページになります。39番、土地の表示なんですけれども、今「西区河内町船津字小川内930-1」と表記してあります。「畑429.00㎡」とあります。その後を全部削除をお願いします。今から読み上げるところを全部削除をお願いします。「他1筆 計1,146.00㎡」、こちら全て罫線等で削除をお願いいたします。こちらの表記については「畑429.00㎡」でとめて、もう終わりです。

続きまして、11ページになります。53番ですけれども、こちら取り下げになっておりますので罫線等で削除をお願いいたします。

続きまして、15ページになります。74番ですけれども、こちらの譲渡人欄ですけれども、今「北区植木町平井597」で終わっておりますけれども、この597の後に「番地」と追記をお願いします。

続きまして、17ページになります。2番と4番です。17ページの2番と4番はそれぞれ取り下げになっておりますので、罫線等で削除をお願いいたします。17ページの2番と4番、4条関係です。

続きまして、19ページになります。1番、こちらについても取り下げになっております。5条関係になっております。

1枚開いていただきまして20ページにつきましては、9番です。こちらについても取り下げです。罫線等で削除方をお願いいたします。

続きまして、27ページになります。2番に利用権設定（新規設定）というような表記がありますけれども、こちらの面積欄に田、畑、計とそれぞれ細かく表記がありますけれども、まず田の欄ですけれども、3段目、10年以上の欄で「94,160.00」と今表記してありますところ、こちらを訂正方をお願いします。「90,074」です。これに伴いまして一番下段の合計数ですけれども、田の合計数、今「195,083.96」になっておりますけれども、こちらを「190997.96」と訂正をお願いいたします。これに伴いまして面積欄の一番右側の合計数ですけれども、こちらのほうが変わってまいります。3段目の今「109,975.00」と表記しておりますところ、こちら「105,889」と訂正をお願いいたします。これに伴いまして一番下段の合計数ですけれども、こちら今「211,706.96」と表記しております。こちらについて「207,620.96」と訂正方をお願いいたします。

続きまして、ページが大分飛びます。53ページになります。63番、番号については52ページと53ページにまたがっております関係で、番号の63は52ページに書いてありますけれども、こちら63番の利用権を設定する土地と、その中の土地の所在地ですけれども、こちらの「南区川口町字潟3705-1 田4, 086」と表記しておりますこちらを、全部削除をお願いいたします。明細の中の土地の所在の一番末に表記してありますところ、全てこちら削除をお願いいたします、罫線等で。

それと83ページに飛びます。1番、2番のそれぞれ参加資格者のところですが、これは●●●●様ほか今「243名」と表記しておりますところを、「244名」と訂正お願いします。同じく2番についても「163名」と、「163」と表記しておりますところを「164」と訂正方お願いいたします。

それと85ページ、ちょっと飛びます。3番、願出人欄ですが、今表記のほう「東区新外3丁目4番37号」と表記しております。こちら東区以下を「下南部2丁目16番52号」と訂正方お願いします。つまりこちら願出人の方の住所につきましては、「東区下南部2丁目16番52号」ということになりますので、以上、訂正をお願いいたします。

お手元に別冊のほうが届いていらっしゃらない方はいらっしゃいませんか。確認で送付が間に合わなかった方がいらっしゃるかなど、確認なんですけれども、別冊のほうは今お手元にないようであれば職員のほうでお配りいたしますけれども、よろしかったでしょうか。また議案の途中で、もしないようであればまた挙手いただければご準備いたしますので、よろしくをお願いいたします。よろしいですか。

では、すみません、訂正は以上です。

議長

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、74件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、嘉島町で耕作をされている専業農家で、経営拡張のために農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は米とニラを栽培されるということです。

先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

#### 17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

2番と3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

2番は、子へ経営移譲のために使用貸借権を設定する申請です。申請地には許可後は水稲、メロン、トマトを栽培されることになっています。

3番は、孫への贈与のため農地の所有権を移転するものです。譲受人は兼業農家で、8月ごろには譲渡人に住所を移転される予定があり、今後の営農計画についても確認いたしました。申請地には許可後は水稲を作付されるということです。

以上、2番と3番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議の結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

#### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

4番と5番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番と5番は関連で、経営拡張のために農地の賃借権設定及び所有権移転をする申請です。申請地につきましては既存の豚舎もあり、許可後は継続使用し養豚されるとのことです。

先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

6番から38番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

6番、7番は関連で、経営拡張による賃借権設定の申請です。申請人は水稻を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

8番から10番までは関連で、経営拡張による賃借権設定の申請です。申請人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

11番は、おじへ贈与することによる所有権移転の申請です。申請人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはジャガイモ、大根を作付される計画です。

12番から34番までは関連で、県営小島地区経営体育成基盤事業地内で、基盤事業の整備に伴い今回、賃借権設定及び使用賃借権設定の申請をされるものです。申請人は専業農家及び兼業農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付される計画です。

35番から37番までは関連で、子へ贈与することによる所有権移転の申請です。申請人は露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはネギ、キャベツを作付される計画です。

38番は、経営拡張による所有権移転の申請です。申請人は水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはパセリを作付される計画です。

以上、33件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協

議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、6番から38番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議がないようですので、申請どおり許可することに決定いたします。

　　続きまして、39番。

#### 28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

39番から47番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

39番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

40番から42番は関連で、独立就農のための申請です。40番は父からの使用貸借、41番、42番は賃貸借されるものです。申請者は現在ご両親とミカンをつくられています。今後は青年就農給付金制度を活用され独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。

43番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

44番、45番は関連で、独立就農のための申請です。44番は祖父からの贈与、45番は賃貸借されるものです。申請者は果樹の専門学校を卒業され、現在は親元で農業に従事されています。今後は青年就農給付金制度を活用され独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。

46番、47番も関連で、独立就農のための申請です。46番は父からの使用貸借、47番は賃貸借されるものです。申請者は現在ご両親とミカンをつくられています。今後は青年就農給付金制度を活用され独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。

以上9件、このうち独立就農予定者3名には、地区委員会へ出席を願い聞き取り調査を行った上で協議、検討した結果、9件いずれの申請も、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、39番から47番について地元委員より報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、48番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

48番から50番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

48番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は兼業農家で米と露地野菜を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

49番と50番は関連で、贈与による所有権移転の申請です。49番と50番は、平成27年9月に農地を相続され、この相続農地をいどこへ贈与されるものであります。譲受人は米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

以上3件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、48番から50番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、51番。

#### 32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

51番から54番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

51番は、いどこへ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は米、トマト、露地野菜をつくられており、許可後は米をつくられます。

52番につきましては、兄から弟へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は米とトマトをつくられており、許可後は米をつくられます。

53番は取り下げです。

54番につきましては、新規就農のための賃借権設定の申請です。賃借人は米の生産を手がけたいと申請されました。許可後は米をつくられます。地区委員会において営農計画等を聞き取りましたが、何ら問題はありませんでした。

以上3件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま51番、52番——53番は取り下げでございまして——54番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、55番。

#### 25番 清崎勝矢委員

25番委員、清崎です。

55番から60番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

55番は、経営移譲年金受給（再設定）のための使用賃借権設定の申請です。借り人は兼業農家で米と柿を作付されており、今後も米と柿をつくられる予定です。

56番から60番は関連で、独立就農のための申請です。57番は使用賃借の期間借地で小麦を耕作される予定です。先日の地区委員会において営農計画等について聞き取りを行い、農業への熱意と計画妥当性を確認しております。

以上6件について協議した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、55番から60番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、61番。

7 番 網田稔委員

7 番委員。

6 1 番から 6 6 番までにつきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6 1 番は、経営移譲年金のための使用貸借権設定の申請です。借り人は兼業農家で米、麦、大豆と露地野菜を作付されており、許可後も米、麦、大豆と露地野菜をつくられる予定です。

6 2 番は、後継者へ生前一括贈与するための申請です。譲受人は米、麦、大豆を作付されており、許可後も米、麦、大豆をつくられる予定です。

6 3 番は、一般法人の農業参入のための貸借権設定の申請です。賃借人である会社は米の販売などをしている会社で、米の生産を手がけたいとの思いで申請され、米、麦をつくられる予定です。先日の地区委員会において営農計画などについて聞き取りを行い、農業への熱意と計画の妥当性を確認しました。

6 4 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は農業生産法人で、飼養している牛馬の飼料として飼料作物をつくられる予定です。前回申請から間があいており、先日の地区委員会において聞き取りを行い、農業への熱意と計画の妥当性を確認しました。

6 5 番は、子へ贈与するための申請です。譲受人は米と露地野菜を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

6 6 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米、牧草、タケノコを栽培しており、許可後はタケノコをつくられる予定です。

以上 6 件について協議、検討した結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、6 1 番から 6 6 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6 7 番。

3 4 番 谷口憲治委員

3 4 番委員。

6 7 番から 7 5 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

67番は、子への贈与による所有権移転申請でございます。許可後はキュウリ、トマトを作付される予定です。

68番は、経営拡張のための売買による所有権移転申請です。許可後はスイカ、メロンを作付ける予定です。

69番から71番は関連で、独立就農のための賃貸借及び使用貸借による権利移転申請です。許可後は水稲、スイカ、カボチャを作付される予定です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題のないことを確認いたしております。

72番から75番は、経営拡張のための賃貸借及び使用貸借による権利移転申請です。許可後は水稲、スイカ、白菜を作付される予定です。

以上9件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、67番から75番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。  
それでは、1番、お願いいたします。

#### 6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の申請人は、NPO法人桜木ふれあいスポーツクラブで、事業計画の変更申請です。平成27年11月20日許可済みの事業計画について変更があったものです。変更内容としては、道路のつけかえ工事の際に測量誤差があり市道が東側に5センチずれてしまったため、転用面積が1㎡減少したものです。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、事業計画の変更はやむを得ないものであり、承認することに何ら問題はないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番。

### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、平成28年2月8日総会審議済みの案件で、申請人は個人住宅建築を申請されておりますが、申請地に井戸があり残したいため、事業計画の見直しを行い建築の規模を縮小することとされました。当初転用面積は247㎡でありましたが、土地を分筆し238㎡へ変更される申請です。資金計画、給排水計画など問題ありません。開発許可の変更も申請されております。

以上1件、さきの地区委員会で現地を確認し慎重に検討した結果、今回の事業計画変更は妥当であると判断しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請でございます。4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農業用資材置き場への一部転用の申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、農業用施設の用に供するものであることから不許可の例外に該当

するものと判断いたしました。土地の選定理由は、現在、申請地の一部980㎡を農業用資材置き場として既に利用されていますが、今後、農業生産法人との共同利用や、地元農業者とともに集積営農に取り組むため、残りの934㎡も必要となり選定されたものです。土地利用計画は、飼料米の保管、リフトパレット等の置き場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題はありません。工事完了は平成28年4月10日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

2番は取り下げでございまして、次、3番。

### 37番 角居登委員

37番委員。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、貸し駐車場のための転用申請です。申請人は、付近の家具店から駐車場として利用したいとの要望を受け計画したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、配送用トラック3台と普通自動車5台分で、妥当な面積と思われる。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は、造成工事のみとなりますが、平成28年3月20日から4月20日までの1カ月間の予定です。

先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、4番は取り下げでございまして5番。

#### 19番 村上智弘委員

19番委員、村上です。

5番と6番について、地区委員会での協議状況を報告します。

5番は、貸し農業用資材置き場のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の規模の農地であるため第2種農地と判断されます。業務上、肥料などの置き場が必要となり、既に当地を使用していたということです。本来であれば転用の許可を受けて使用すべきであったが、便宜上つい使ってしまったとして、深く反省している旨の始末書が添付されています。土砂の流出、被害防除などの心配はないものと思われま。排水同意、隣接農地の同意も得てあります。

6番は、太陽光発電設備のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地の利用計画については、管理用通路と発電設備などの計画に適当なものと思われま。事業計画、資金計画、九電通知、排水同意などもそろっており、工事は平成28年5月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、35件でござい。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番は取り下げでございますから2番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

2番と3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、熊本県施行の白川河川の緊急の工事に伴う収用移転の先の農地を、資材置き場に転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、譲受人が経営する隣接鉄工所の資材及び残骸等の置き場として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、3番は、株式会社トランスライナーが、農地を賃借し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、運送用車両4台、従業員15台分の駐車場を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成28年8月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番と3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、4番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

4番から10番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番と5番は関連で、株式会社上村開発が、農地を賃借し資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、上下水道資材等の土木資材置き場、車両置き場8台等を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。工事完了は平成28年3月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして、6番から8番につきましては関連で、三智開発株式会社が、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅11棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。工事完了は平成29年4月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり同時に手続中であることを確認しております。

9番は取り下げで、次、10番ですが、株式会社ルミナスホームが、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅8棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。工事完了は平成30年2月10日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり同時に手続中であることを確認しております。

以上、4番から10番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、取り下げとなった9番以外につきましては、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、4番、5番、6番、7番、8番と、9番は取り下げで10番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、11番。

### 39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

11番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、交通の利便性もよく公共施設も充実しており子供を育てる環境としては最適なため、住宅の建築を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の、集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。土地利用計画は、総事業面積394.98㎡、うち転用面積142㎡で個人住宅1棟2階建ての建築で、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成28年4月15日から平成28年8月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

12番から23番までは関連で、建て売り住宅建設のための所有権移転の申請です。申請人は法人で、申請地付近は公共施設及び商業施設との交通の便もよく、実生活においても大変便利で良好な環境を備えた場所であるため、住宅の建設を計画されました。申請地は集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積4,807.86㎡、うち転用面積4,288㎡で、建て売り住宅17棟及び新設道路、公園の建設で、適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成28年4月1日から平成29年10月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可も必要となりますが、手続中であることを確認しております。

以上13件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、11番から23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、24番。

#### 47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

24番から27番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番と25番は関連で、所有権移転による個人住宅建設と資材置き場のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。24番の土地利用計画につきましては、転用面積494㎡に個人住宅1棟、建築面積97.71㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、許可後から平成28年9月10日までの約5カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。また、25番の土地利用計画につきましては、転用面積201㎡に建築業を営む申請人が、足場、仮枠、建築車両などの資材置き場として申請されるもので、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可後から4月29日までの約2カ月の予定です。

26番は、使用貸借による資材置き場のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため、申請地を選択したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、申請人が集落に移住しておりますので、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと思われます。土地利用計画は、転用面積330㎡に看板業を営む申請人が、新設・廃棄看板の資材置き場、営業トラックなどの駐車場4台分で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可後から6月30日までの約4カ月の予定です。許可後速やかに申請に係る目的どおり施工するものと考えます。

27番は、所有権移転による個人住宅のための転用許可申請です。交通の便もよく周辺の住宅化が進んでいるため申請地を選択したものです。農地区分は、隣接農地がない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画につきましては、転用面積301㎡に個人住宅1棟、建築面積102.97㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開

発許可が必要になります。集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、許可後から平成28年12月31日までの約8カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、24番から27番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きます、28番。

### 37番 角居登委員

37番委員。

28番及び29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、祖父から孫への贈与による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は現在、県営団地に居住していますが、手狭になり一戸建て住宅を計画し適地を探しておりましたが、祖父宅に近く、また祖父から無償で譲り受けることができるため、この地を選定しました。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積114.16㎡及び中心後退部分から成り、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年5月1日から平成28年7月31日までの3カ月で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

29番は、親から子への使用貸借による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は現在、市外の賃貸住宅に居住していますが、子供が小学生になるのを機に一戸建て住宅を計画し適地を探しておりましたが、インフラ面や住環境を考慮し、また父から無償で借り受けることがで

きるため、この地を選定しました。農地区分は、10ha以上の規模の一団の優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積126.97㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、分家住宅の内容で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年4月1日から平成28年12月31日までの9カ月間で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、28番から29番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、30番。

#### 49番 一木文雄委員

49番委員。

30番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

30番は、親子間の贈与による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は住宅計画をし、実家に近く父から無償で譲り受けることができる申請地を選定しました。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積131.66㎡で、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度の指定地区内で、開発景観課の事前審査の回答書が添付されております。工事計画は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの12カ月で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと思われます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可の基準を満たしていることの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、30番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、31番。

#### 5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

31番から36番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

31番から36番までは関連でございます。譲受人が農地を取得して地区計画により宅地分譲地へ転用する申請です。農地区分は、転用区域11筆中3筆が、市街化の傾向が著しい区域にあり、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に2つ以上の病院があるため3種農地、残り8筆は、生産性の低い小集団の農地であるため2種農地と判断されます。土地利用計画は、宅地分譲地27区画を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金証明等必要書類や隣接同意等は問題ありません。工期は12月25日までの計画です。開発許可についても同時に進められています。

以上、さきの地区委員会において現地調査を行い、協議、検討の結果、転用許可基準を満たされていると判断されます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、31から36番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、37番。

#### 19番 村上智弘委員

19番委員、村上です。

37番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

37番は、使用貸借による太陽光発電設備の建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小規模農地で第2種

農地と判断されます。土地利用計画については、管理用通路と発電設備などの計画に適正なものと思われます。事業計画、資金計画、九電通知などもそろっており、工事は許可後から平成28年12月29日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、37番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（12号）について、ご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細29ページの1番から30ページの9番までの合計9件でございます。1番から2番が公社からの買い取り、3番から4番が公社への売り渡し、5番から9番が相対による売買です。面積は、9件合わせまして、田9,004㎡、畑7,807㎡の合計1万6,811㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細31ページの10番から56ページの76番までで、貸し手74名、借り手26名の件数67件です。契約期間別では、6年未満が42件、10年以上が25件で、面積は67件合わせまして、田19万997.96㎡、畑1万6,623㎡の、合計20万7,620.96㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、露地野菜、施設野菜、大豆、果樹及び花卉です。

　　次に、再設定分です。明細57ページの77番から75ページの140番までで、貸し手73名、借り手45名の件数64件です。契約期間別では、6年未満が52件、6年以上10年未満が4件、10年以上が8件で、面積は64件合わせまして、田20万466㎡、畑4

万1, 857㎡の、合計24万9, 323㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、露地野菜、施設野菜、果樹及び飼料作物です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細77ページの141番から78ページの144番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は全て6年未満で、面積は田のみの2, 801㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稻です。

続きまして、第6号議案です。

79ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細80ページの1番から81ページの5番まで、契約期間は全て10年以上です。面積は、5件合わせまして田のみの1万1, 510㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案でございます。この件につきましても事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第7号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告の取り消しについてご説明いたします。

82ページをごらんください。先月、農業委員会総会での承認の後、平成28年2月15日付で熊本市長名により公告されました農用地利用集積計画におきまして、公告日前に貸し人が死亡された案件が生じたので、当該案件につきまして公告の取り消しを行うものです。

以上の案件について、ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件に

つきまして、何かご意見等ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、土地改良法第3条による資格証明願、2件でございます。それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

28番 榑永築委員

28番委員、榑永です。

1番、2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番、2番は関連で、西区河内町船津・河内地区での県営土地改良事業に伴う参加資格の証明願です。1番が農業用道路分、2番が農業用排水施設分です。

先日の地区委員会におきまして受益地及び参加申し出者の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認されております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議がないということでございますので、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第9号議案、納税猶予に関する適格者証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、申し上げます。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者であるかの証明願です。願い出があった農地については願出人により適正に管理されていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、地区委員会におきまして検討、協議した結果、証明について

問題ないものとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第10号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、13件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、申し上げます。

#### 16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願出人は兼業農家で、贈与税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地7筆の全農地について、願出人みずからが引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、1番につきましては引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、2番。

#### 36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の願出人は専業農家で、贈与税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地2筆の全農地について、願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、2番につきましては引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することといたします。続きまして、3番。

#### 17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番の願出人は専業農家で、贈与税の納税猶予の継続のための証明願です。願出人は対象農地8筆の全農地について、願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、3番につきましては引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することといたします。続きまして、4番。

#### 37番 角居登委員

37番委員。

4番及び5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

土地の表示、証明の期間は議案に記載されているとおりです。4番の願出人は米を作付されており、引き続き耕作されていることを、担

当農業委員が確認しております。

5番は、米とトマトを作付されており、引き続き耕作されていることを、担当農業委員が確認しております。

先日の地区委員会において検討した結果、この証明については何ら問題のないものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、4番、5番について地元委員より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きまして、6番。

#### 40番 村上正春委員

40番委員。

6番から8番について、地区委員会での協議状況を報告します。

6番から8番の願い出があった農地について、各地の農業委員が現地調査を行い、願出人より適正に管理されていることを確認しました。

以上、地区委員会におきまして検討、協議した結果、証明について問題のないことの協議の結果でした。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、6番から8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することといたします。  
　　続きまして、9番。

#### 19番 村上智弘委員

19番委員、村上です。

9番から13番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番と11番につきましては、1筆を除いて他の農地は願出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることを確認されましたので、1筆を除いて証明することと地区委員会で協議いたしました。

10番と12番と13番につきましては、全筆について引き続き願出人が農業用地として利用していることを確認いたしましたので、全筆を証明することと地区委員会で協議いたしました。

以上5件、地元農業委員がそれぞれの現地を調査し、地区委員会で以上の結果となりました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、9番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第11号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請、1件でございます。それでは、調査委員会委員長より協議結果の報告をお願いいたします。

#### 調査委員会副委員長

調査委員長が声が出ないということで、副委員長の私が説明いたします。

1番は、農地法第18条第1項の規定による許可申請です。本案件につきましては、熊本市農業委員会調査委員会において昨年7月より協議を行いました。その結果「許可相当」と判断し、総会に審議をお願いするところです。

本案件は東区健軍1丁目の農地2筆の賃貸借の解約の申請で、申請者による単独申請であり、いわゆる合意解約ではありません。

平成26年9月に本市農業委員会へ申請され、同10月の総会を経て、当時の許可権者である熊本県へ送付した案件です。

その後、第4次地方分権一括法により、平成27年4月1日付けにて許可権限の法改正が行われました。その後、熊本県にて審議未了の状態、平成27年5月15日に案件審議を本市農業委員会へ引き継ぎされたものです。

調査委員会にて、現地確認を行いました。その際、現地は市街地に残った農地でありましたが、現在も耕作が継続されている事を確認しました。

申請人によりますと、当該農地は明治43年から現在まで100年以上に及ぶ残存小作ですが、転用の具体的な開発計画があり、賃借人に対し平成12年頃から再三にわたり賃貸借契約の解約申し出をしたが不調に終わり、その後も代理人を通じ協議を行ったが、打開策を見出すことができなかつたため、解約を求めて今回の申請に至ったとの

ことです。

申請理由ですが、申請地に具体的な開発計画があり、申請人の子による個人住宅、申請人による宅地分譲の計画がそれぞれある旨を申請書等により、計画の詳細について書面にて確認しました。

貸借人につきましては、小作人の死去（平成26年8月死去）により耕作権を含む遺産相続が整っていないため、耕作者の特定ができない状態が続いており、農地法3条に基づく届出は提出されておられません。

また、賃借人の代表者は先祖から受け継いだ耕作地であり、戦後の農地改革においても変更の手続きをしなかったものであり、耕作権を主張しています。

以上の事により、農地法第18条2項2号「その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするを相当とする場合」について審議をしました。

申請人には、申請地を農地以外のものにする具体的な計画があり、その計画について申請地が市街化区域内の農地であることから、農地法による転用届出がなされれば受理の見込みがある状況です。又、当該農地の周辺は、概ね住宅および各種店舗等にて市街化が著しい街区であり、この一面には本件土地2筆以外に農地は存在しません。農地法第52条及び同第52条の2に基づく農地台帳により、本件土地所在の熊本市東区健軍一丁目についての農地の状況を確認したところ、健軍一丁目内の面積は、約170,000㎡であり、そのうち農地は本件土地2筆を含め全部で13筆4,957㎡である。健軍一丁目内の土地面積に占める農地の割合は約3.0%であり、周辺の市街化は明らかであります。

次に賃貸借解約の場合の、「賃借人の農業経営及び生計状況や離作条件等からみて賃貸借契約を終了させることが相当と認められるか」賃借人の保護の観点からですが、申請人から本申請に離作料98万円について支払う旨の確約がなされており、賃借人に対し農業経営及び生計上の打撃を緩和する措置が考慮されていることは確認しました。

また、賃借人は農業外の収入が大部分を占めており、今回の賃貸借の解約により、生計に及ぼす影響は少ないものと考えます。

以上の事により、本件について総合的に判断しますと、農地法第18条第2項第2号に掲げる『その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするを相当とする場合』に該当するものと判断され、本賃貸借を終了させることが不当とまでは判断できないとの結論に至り、本申請における賃貸借の解約の申入れについては、熊本市農業委員会調査委員会において認められるものと判断しました。

以上、報告いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、副委員長より報告がありました。何かご意見等はございませんか。  
どうぞ。

29番 杉本清和委員

29番委員の杉本です。  
今回判断された根拠は何かということと、2点ほど質問したいと思います。

今回の判断された根拠は何か、何に基づいて判断をされたのか。もう一点は、補償金額が98万円となっておりますけれども、健軍地域の土地の評価額は相当なものと思っておりますけれども、補償額と土地の評価との関連性はいかがなものかということ、この2点についてご質問いたします。

議長 　　ほかに。  
谷口委員、どうぞ。

34番 谷口憲治委員

34番委員。

調査委員をやっております谷口でございます。今の質問にお答えを告げたいと思います。先ほどの委員長報告と重複するかと思っておりますけれども、改めて報告を申し上げたいと思います。

農地の賃貸借の解約には、農地法第18条第1項の規定により農業委員会の許可が必要であるというふうに定められております。今回の案件は、先ほどから説明があつておりますように戦前からの小作地でありまして、いわゆる期間の定めのない永小作権を有する農地でございます。解約の合意に至らなかったということで、賃貸人から単独の申請がなされたものでございます。

この場合、単独申請の場合の許可の要件としては、第18条第2項で次のように定められております。第1号で賃借人が信義に反した場合、これは例えば小作料を払わなかったとかそういうことでございます。それから今回のに該当するんですけれども、第2号が、当該農地をいわゆる転用することを相当とする場合ということでございます。第3号が、両者の、賃貸人、賃借人の生計の状況から見て、賃貸人が耕作することが相当の場合、これはどちらかという貸し人のほうが少し経営が貧弱であるときは、戻したほうが良いという判断でございます。それから賃借人が農業生産法人の要件を欠いた場合ということと、第5号では、その他正当な事由がある場合というふうな規定が、5号まで設けられております。

今回の案件に当たっては、まず転用しようということでございませ

たので、第18条第2項第2号の転用することが正当であるかどうかについて協議をしてまいりました。当該農地は2筆ありますけれども、1つは申請人の子による個人住宅建設計画があると、また別筆には申請人みずからによる宅地分譲計画があるということで、いずれも添付されている関係書類で計画性及び確実性があるということを確認したところでございます。さらに先ほどご報告がありましたように、当該農地は市街化区域にありますので転用は可能でございます。

次に、賃借人の経営・生計状況や離作条件等から見て解約することが相当であるかについて、協議をしたところでございます。賃借人の生計は農業外の収入が大部分と申しますか、それがほとんどでございますけれども、占められていること、また、賃貸人から営農に対する離作補償98万円というのが提示されておりますけれども、賃貸借契約を終了させるには、農業経営の喪失分としては相当であろうということで協議したところでございます。

次に、離作料98万円というのの根拠ですけれども、これについては離作料98万円の額については、賃貸人から賃貸契約を解除することによって生じるこの土地の農業所得の補填として、賃借人へ提示されたものであります。いわゆる地主が提示した額だということでございます。

また、この金額の妥当性については、農地賃貸借関係の終了によって賃借人が被る——ここが非常に重要なところでございますけれども——農業経営及び生計費の打撃を回復するものに足りるものであるかどうかということからしますと、農業経営の補填としては妥当な金額であるというふうに協議したところでございます。

以上、調査委員会の協議の概要を報告いたします。以上でございます。

議長 　　ただいま、委員長報告がございましたが、このことについて何かご意見等はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第12号議案、熊本市農業委員会の運営に関する規程を一部改正する規程について、審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　第12号議案、熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規程について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております議案をご覧いただきたいと思います。この改正理由につきましては、昨年9月4日に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が公布されました。これに伴いまして農地法の一部が改正され、来月4月1日から改正農地法が改正されます。この改正農地法の施行に伴いまして、当農業委員会の規程の一部改正する規程を定めてよろしいかお伺いするものです。

改正する内容を示しました規程案の主な点は、2点でございます。まず1点目は、これまで農地への立ち入り証票の規定は農地法第29条で定めてありました。これが改正農地法では第35条に変わりますので、当事務局規程の条文中の文言も第35条と改正いたします。

そして2点目ですが、農地法第35条へ変わることに伴いましてこれまでの証票という名称から証明書という名称に変わりますので、当事務局の規程の中でも「証票」から「証明書」と改正いたします。このような内容となっております。

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま事務局より、第12号議案、熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規程について説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第12号議案、熊本市農業委員会の運営に関する規程の一部を改正する規程について、事務局が説明したとおり承認することに決定いたします。

次に、13号議案、農地法の一部改正に伴う事務処理委任同意について、審議をお願いいたします。事務局説明を求めます。

事務局 　　第13号議案、農地法の一部改正に伴う事務処理委任同意について説明をいたします。

お手元にお配りしております1枚紙の資料をご覧いただきたいと思います。熊本市長から先月2月22日付で当農業委員会会長へ、新たな事務処理等を依頼したいという内容の通知がありましたので、本日議案として提出いたしました。

新たに委任される事務等につきましては、現在、農地法第59条の規定に基づき県が処理しています、2haを超えて4ha以下の農地の転用の制限及び農地等の転用のための権利移動の制限に関する事務及び権限が、平成28年4月1日より熊本県より本市へ移譲されることとなりました。この事務等は現在、農業委員会では、2ha以下の事務を処理しております。この2haを超えて4ha以下の農地の転

用等に関する事務及び権限を処理することを、市長に対し同意してよろしいかお伺いするものです。

県から本市へ移譲されます根拠としましては、地域の自主性や自立性を高めることに関係します法律が、平成27年6月26日付で公布されております。これに伴いまして農地法の一部が改正され、その改正農地法が平成28年4月1日に施行されるため、この事務等が本市へ移譲されることとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま事務局から、第13号議案、農地法の一部改正に伴う事務処理委任同意について説明がありました。ご質問等ございませんか。

一　同　　なし。

議長 　　それでは、第13号議案、農地法の一部改正に伴う事務処理委任同意について、承認することにご異議ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第13号議案、農地法の一部改正に伴う事務処理委任同意について、事務局より説明がありましたとおり承認することに決定いたします。

次に、次第の6のその他ですが、本日は特にございませぬ。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉　会　　午後4時37分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年3月8日

会 長            森 日 出 輝

署名委員        坂 口 信 行

署名委員        清 崎 勝 矢

書 記            澤 純 子